

## 令和2年第1回春日井市議会定例会提出議案目次〔Ⅱ〕

議案番号	議 題	
第4号議案	令和2年度春日井市一般会計予算……………	1
第5号議案	令和2年度春日井市公共用地先行取得事業特別会計予算…	12
第6号議案	令和2年度春日井市国民健康保険事業特別会計予算……………	14
第7号議案	令和2年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計予算……………	18
第8号議案	令和2年度春日井市介護保険事業特別会計予算……………	21
第9号議案	令和2年度春日井市介護サービス事業特別会計予算……………	25
第10号議案	令和2年度春日井市民家防音事業特別会計予算……………	27
第11号議案	令和2年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業 特別会計予算……………	29
第12号議案	令和2年度春日井市潮見坂平和公園事業特別会計予算……………	32
第13号議案	令和2年度春日井市春日井市民病院事業会計予算……………	34
第14号議案	令和2年度春日井市水道事業会計予算……………	39
第15号議案	令和2年度春日井市公共下水道事業会計予算……………	42

## 第4号議案

### 令和2年度春日井市一般会計予算

令和2年度春日井市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,120,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

#### (債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

#### (地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

#### (一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月20日提出

春日井市長 伊藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		51,760,600
	1 市 民 税	22,272,000
	2 固 定 資 産 税	21,291,000
	3 軽 自 動 車 税	607,000
	4 市 た ば こ 税	1,635,000
	5 事 業 所 税	1,763,600
	6 都 市 計 画 税	4,192,000
2 地 方 譲 与 税		741,900
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	187,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	519,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	30,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	5,900
3 利 子 割 交 付 金		55,000
	1 利 子 割 交 付 金	55,000
4 配 当 割 交 付 金		290,000
	1 配 当 割 交 付 金	290,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		240,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	240,000

款	項	金額
6 法人事業税交付金		250,000
	1 法人事業税交付金	250,000
7 地方消費税交付金		6,550,000
	1 地方消費税交付金	6,550,000
8 ゴルフ場利用税交付金		41,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	41,000
9 環境性能割交付金		250,000
	1 環境性能割交付金	250,000
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		145,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	145,000
11 地方特例交付金		410,000
	1 地方特例交付金	410,000
12 地方交付税		1,300,000
	1 地方交付税	1,300,000
13 交通安全対策特別交付金		55,000
	1 交通安全対策特別交付金	55,000
14 分担金及び負担金		777,750
	1 負担金	777,750
15 使用料及び手数料		1,578,281
	1 使用料	810,806

款	項	金額
	2 手 数 料	767,475
16 国 庫 支 出 金		15,526,836
	1 国 庫 負 担 金	12,757,617
	2 国 庫 補 助 金	2,712,284
	3 国 庫 委 託 金	56,935
17 県 支 出 金		7,261,122
	1 県 負 担 金	4,568,361
	2 県 補 助 金	2,083,435
	3 県 委 託 金	609,326
18 財 産 収 入		197,858
	1 財 産 運 用 収 入	128,978
	2 財 産 売 払 収 入	68,880
19 寄 附 金		203,000
	1 寄 附 金	203,000
20 繰 入 金		3,673,870
	1 繰 入 金	3,673,870
21 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
22 諸 収 入		3,394,582
	1 延滞金、加算金及び過料	33,001

款	項	金額
	2 市 預 金 利 子	467
	3 貸 付 金 元 利 收 入	931,742
	4 受 託 事 業 收 入	4,098
	5 雜 入	2,425,274
23 市 債		11,418,200
	1 市 債	11,418,200
歲 入 合 計		106,120,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		473,976
	1 議 会 費	473,976
2 総 務 費		11,587,380
	1 総 務 管 理 費	9,794,473
	2 徴 税 費	923,081
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	603,751
	4 選 挙 費	2,343
	5 統 計 調 査 費	197,500
	6 監 査 委 員 費	66,232
3 民 生 費		44,920,497
	1 社 会 福 祉 費	23,380,474
	2 児 童 福 祉 費	16,304,699
	3 生 活 保 護 費	5,232,324
	4 災 害 救 助 費	3,000
4 衛 生 費		10,347,291
	1 保 健 衛 生 費	5,145,649
	2 環 境 対 策 費	316,916
	3 清 掃 費	4,668,989
	4 上 水 道 費	215,737

款	項	金額
5 労働費		161,283
	1 労働費	161,283
6 農林水産業費		273,819
	1 農業費	243,745
	2 林業費	30,074
7 商工費		1,722,256
	1 商工費	1,722,256
8 土木費		13,184,944
	1 土木管理費	899,564
	2 道路橋りょう費	1,429,531
	3 河川費	1,710,755
	4 都市計画費	8,689,295
	5 住宅費	455,799
9 消防費		2,722,597
	1 消防費	2,722,597
10 教育費		12,233,845
	1 教育総務費	1,280,540
	2 小学校費	1,993,220
	3 中学校費	1,234,597
	4 社会教育費	5,056,533



款	項	金額
	5 学 校 給 食 費	2,668,955
11 公 債 費		8,442,112
	1 公 債 費	8,442,112
12 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		106,120,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
総務費	総務管理費	庁舎エレベーター 改修工事	280,000	2	30,000
				3	250,000
		文芸館 スカイフォーラム等 改修工事	632,000	2	483,000
				3	149,000
土木費	道路橋りょう費	神領跨線道路橋 補修工事	103,000	2	41,000
				3	62,000
	河川費	熊野桜佐地区 雨水2号 調整池整備	855,000	2	200,000
				3	655,000
	都市計画費	J R春日井駅南東 ポケットパーク等整備	74,700	2	44,200
				3	30,500

### 第 3 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
文芸館LED照明器具借上	令和3年度 ～ 令和12年度	98,000
男女共同参画プラン 改 定 業 務	令和3年度	1,200
令和3年度市民税・県民税 当 初 賦 課 業 務	令和3年度	3,800
令和3年度市民税・県民税 普 通 徴 収 納 税 通 知 書 作 成 等 業 務	令和3年度	5,200
令和3年度市民税・県民税 特 別 徴 収 額 決 定 通 知 書 作 成 等 業 務	令和3年度	6,000
令和3年度軽自動車税 当 初 納 税 通 知 書 作 成 等 業 務	令和3年度	2,200
令和3年度市税 督 促 状 等 印 刷 業 務	令和3年度	1,500
保健センター外4施設 LED照明器具借上	令和3年度 ～ 令和12年度	36,400
令和3年度がん検診等 受 診 券 作 成 等 業 務	令和3年度	12,000
JR高蔵寺駅南口有料 自 転 車 駐 車 場 整 備	令和3年度 ～ 令和7年度	170,000

第 4 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的		限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総務債	庁舎等整備事業	917,400	普通貸借は 又証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率 の見直しを行った 後においては、当利 率)	政府その他の金 融機関の資金につ いては、その融資 条件による。 ただし、財政の都 合により据置期限 及び償還期限を短 縮若しくは繰上償 還又は低利に借り 換えることができ る。
	土地開発公社 経営健全化事業	740,300			
民生債	社会福祉施設 整備事業	201,300			
	児童福祉施設 整備事業	39,500			
衛生債	保健衛生施設 整備事業	14,600			
	清掃施設 整備事業	423,300			
労働債	勤労者厚生施設 整備事業	40,200			
農林債	農業施設等 整備事業	16,700			
土木債	道路橋りょう 整備事業	745,800			
	河川整備事業	833,900			
	都市計画事業	2,128,500			
	住宅施設 整備事業	161,900			
消防債	消防施設 整備事業	280,100			
教育債	義務教育施設 整備事業	765,500			
	社会教育施設 整備事業	2,192,100			
	学校給食施設 整備事業	42,100			
臨時 財政 対策債	臨時財政対策	1,875,000			

## 第5号議案

### 令和2年度春日井市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和2年度春日井市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ147,207千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		122
	1 基 金 預 金 利 子	122
2 繰 入 金		147,085
	1 繰 入 金	147,085
歳 入 合 計		147,207

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		147,207
	1 公 債 費	147,207
歳 出 合 計		147,207

## 第6号議案

### 令和2年度春日井市国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度春日井市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,985,864千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年2月20日提出

春日井市長 伊藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		5,668,444
	1 国民健康保険税	5,668,444
2 国庫支出金		11,781
	1 国庫補助金	11,781
3 県支出金		16,936,625
	1 県補助金	16,936,625
4 繰入金		2,297,746
	1 一般会計繰入金	2,297,746
5 財産収入		131
	1 財産運用収入	131
6 諸収入		71,137
	1 延滞金、加算金及び過料	30,050
	2 雑入	41,087
歳入合計		24,985,864



歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		107,575
	1 総務管理費	107,575
2 保険給付費		16,766,115
	1 療養諸費	16,766,115
3 国民健康保険事業費納付金		7,822,342
	1 医療給付費分	5,380,046
	2 後期高齢者支援金等分	1,812,372
	3 介護納付金分	629,924
4 保健事業費		249,701
	1 保健事業費	61,146
	2 特定健康診査等事業費	188,555
5 基金積立金		131
	1 基金積立金	131
6 諸支出金		40,000
	1 償還金及び還付加算金	40,000
歳出合計		24,985,864

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和 3 年度国民健康保険税 納税通知書作成等業務	令和 3 年度	5,000

## 第7号議案

### 令和2年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和2年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,547,778千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		4,616,641
	1 後期高齢者医療保険料	4,616,641
2 繰 入 金		792,436
	1 一般会計繰入金	792,436
3 諸 収 入		138,701
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	8,200
	3 受託事業収入	130,499
	4 雑 入	1
歳 入 合 計		5,547,778

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		184,722
	1 総務管理費	172,910
	2 徴収費	11,812
2 後期高齢者医療金 （広域連合納付）		5,354,856
	1 後期高齢者医療金 （広域連合納付）	5,354,856
3 諸支出金		8,200
	1 償還金及び還付加算金	8,200
歳出合計		5,547,778

## 第8号議案

### 令和2年度春日井市介護保険事業特別会計予算

令和2年度春日井市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,259,346千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		5,398,379
	1 介 護 保 険 料	5,398,379
2 使 用 料 及 び 手 数 料		944
	1 手 数 料	944
3 国 庫 支 出 金		4,947,218
	1 国 庫 負 担 金	4,032,518
	2 国 庫 補 助 金	914,700
4 支 払 基 金 交 付 金		6,094,032
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,094,032
5 県 支 出 金		3,261,143
	1 県 負 担 金	3,088,872
	2 県 補 助 金	172,271
6 繰 入 金		3,555,756
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,385,518
	2 基 金 繰 入 金	170,238
7 財 産 収 入		211
	1 財 産 運 用 収 入	211

款	項	金 額
8 諸 收 入		1,663
	1 雜 入	1,663
歲 入 合 計		23,259,346



歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		217,391
	1 総務管理費	43,279
	2 徴収費	10,500
	3 要介護認定費	163,612
2 保険給付費		21,913,932
	1 保険給付費	21,913,932
3 基金積立金		211
	1 基金積立金	211
4 地域支援事業費		1,119,359
	1 包括的支援等事業費	460,468
	2 介護予防・日常生活支援 総合事業費	658,891
5 諸支出金		8,453
	1 償還金	8,453
歳出合計		23,259,346

## 第9号議案

### 令和2年度春日井市介護サービス事業特別会計予算

令和2年度春日井市の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,918千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		47,020
	1 サービス収入	47,020
2 繰入金		19,155
	1 一般会計繰入金	19,155
3 諸収入		743
	1 雑収入	743
歳入合計		66,918

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス事業費		66,918
	1 サービス事業費	66,918
歳出合計		66,918

## 第10号議案

### 令和2年度春日井市民家防音事業特別会計予算

令和2年度春日井市の民家防音事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,383千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		10,747
	1 県 補 助 金	10,747
2 繰 入 金		17,636
	1 繰 入 金	17,636
歳 入 合 計		28,383

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 民 家 防 音 事 業 費		28,383
	1 民 家 防 音 事 業 費	28,383
歳 出 合 計		28,383

## 第 11 号議案

### 令和 2 年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計予算

令和 2 年度春日井市の春日井インター北企業用地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,717千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

#### (地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 2 年 2 月 20 日 提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,617
	1 繰 入 金	3,617
2 市 債		101,100
	1 市 債	101,100
歳 入 合 計		104,717

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		317
	1 総 務 管 理 費	317
2 事 業 費		104,400
	1 事 業 費	104,400
歳 出 合 計		104,717

## 第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
春日井 インター 企業用地 整備事業	101,100	普通貸借 又 証 券 発 行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。



## 第 12 号議案

### 令和 2 年度春日井市潮見坂平和公園事業特別会計予算

令和 2 年度春日井市の潮見坂平和公園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ145,321千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 20 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		73,032
	1 使 用 料	65,868
	2 手 数 料	7,164
2 諸 収 入		696
	1 基 金 預 金 利 子	133
	2 雑 入	563
3 繰 入 金		71,593
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,506
	2 基 金 繰 入 金	61,087
歳 入 合 計		145,321

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		108,521
	1 総 務 管 理 費	108,521
2 墓 園 事 業 費		36,800
	1 墓 地 築 造 事 業 費	36,800
歳 出 合 計		145,321

## 第13号議案

### 令和2年度春日井市春日井市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度春日井市春日井市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	
一 般 病 床	552床
感 染 症 病 床	6床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院 患 者 数	180,310人
外 来 患 者 数	361,120人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院 患 者 数	494人
外 来 患 者 数	1,480人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
施 設 整 備 費	577,621千円
資 産 整 備 費	721,750千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 病院事業収益	18,687,666千円
第1項 医業収益	17,887,782千円
第2項 医業外収益	799,881千円
第3項 特別利益	3千円

## 支 出

第1款 病院事業費用	18,687,666千円
第1項 医業費用	17,934,673千円
第2項 医業外費用	752,990千円
第3項 特別損失	3千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,295,928千円は、過年度分損益勘定留保資金1,292,199千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,729千円で補填するものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	871,854千円
第1項 企業債	466,600千円
第2項 出資金	205,253千円
第3項 他会計貸付金返還金	200,000千円
第4項 その他資本的収入	1千円

## 支 出

第1款 資本的支出	2,167,782千円
第1項 建設改良費	1,299,371千円
第2項 償還金	821,010千円
第3項 投資	47,401千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	市民病院等手術室等拡張工事	3,078,856	2	467,621
				3	2,282,225
				4	329,010

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民病院手術室等拡張工事	466,600	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,368,669千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第10条 企業債に係る利子補給等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、473,968千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、4,958,800千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	無停電電源装置	一式
器械備品	生化学自動分析装置	一式
器械備品	検体搬送システム	一式
器械備品	移動型X線透視診断装置	一式
器械備品	眼科用手術顕微鏡	一式
器械備品	外科手術用内視鏡システム	一式
器械備品	患者監視装置	一式
器械備品	一般X線撮影間接変換FPD装置	一式
器械備品	陰圧アイソレーター	一式
器械備品	三次元半導体検出器	一式

令和2年2月20日提出

春日井市長 伊藤 太

## 第14号議案

### 令和2年度春日井市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度春日井市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	311,400人
(2) 給 水 栓 数	132,150栓
(3) 年 間 総 配 水 量	35,640,000m <sup>3</sup>
(4) 一 日 平 均 配 水 量	97,644m <sup>3</sup>
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
管路耐震化整備	669,939千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	6,169,622千円
第1項 営業収益	5,162,832千円
第2項 営業外収益	1,006,788千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第1款 水道事業費用	5,698,280千円
第1項 営業費用	5,528,266千円
第2項 営業外費用	162,314千円



第3項 特別損失	2,200千円
第4項 予備費	5,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,167,240千円は、過年度分損益勘定留保資金780,969千円、建設改良積立金294,424千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額91,847千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	589,628千円
第1項 負担金	8,600千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 工事収入	381,026千円
第4項 分担金	1千円
第5項 他会計貸付金返還金	200,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,756,868千円
第1項 建設改良費	1,425,563千円
第2項 企業債償還金	331,305千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
上下水道情報システム再構築	令和3年度	331,070

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 349,976千円

(他会計からの補助金)

第9条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,957千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、48,704千円と定める。

令和2年2月20日提出

春日井市長 伊 藤 太

## 第15号議案

### 令和2年度春日井市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度春日井市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	73,500戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	25,306,000m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	69,332m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
熊野桜佐地区雨水幹線等整備事業	2,108,418千円
浄化センター更新整備事業	1,090,330千円
上条地区管渠整備事業	928,789千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	7,378,310千円
第1項 営業収益	3,455,446千円
第2項 営業外収益	3,922,863千円
第3項 特別利益	1千円

## 支 出

第1款 下水道事業費用	7,098,224千円
第1項 営業費用	6,371,969千円
第2項 営業外費用	703,595千円
第3項 特別損失	660千円
第4項 予備費	22,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,422,376千円は、当年度分損益勘定留保資金2,145,708千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額276,668千円で補填するものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	6,622,529千円
第1項 企業債	4,264,800千円
第2項 出資金	1,043,226千円
第3項 補助金	1,285,216千円
第4項 負担金	29,287千円

## 支 出

第1款 資本的支出	9,044,905千円
第1項 建設改良費	4,797,494千円
第2項 企業債償還金	4,247,411千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共 下水道 事業	4,264,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 446,259千円

(他会計からの補助金)

第9条 公共下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、891,402千円である。

令和2年2月20日提出

春日井市長 伊 藤 太